

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第二号の五 人工衛星局の電力束密度の許容値（第32条の6関係）

周波数帯	仰角（δ） （注1）	電力束密度の許 容値（注2）
[1～15 略]	[略]	[略]
16 19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 27.5GHzを超え27.501GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下（注15） 40GHzを超え40.5GHz以下（注16） 40.5GHzを超え42GHz以下（注7、注17、注20）	0度を超え 5度以下	-115デシベル （注6）
	5度を超え 25度以下	-115+0.5（δ -5）デシベル （注6）
	25度を超え 90度以下	-105デシベル （注6）
	0度を超え 5度以下	-120デシベル （注6）
17 27.5GHzを超え30GHz以下（注21）	5度を超え 25度以下	-120+0.5（δ -5）デシベル （注6）
	25度を超え 90度以下	-110デシベル （注6）
	[略]	[略]
[18～23 略]	[略]	[略]

[注1～12 略]

13 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局若しくは人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

14 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局又は人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Xは、当該人工衛星局の総数N及びN_vについて次のとおりとする。

Nが50以下の場合、Xは0

Nが50を超え288以下の場合、Xは（5/119）（N-50）

Nが288を超え999以下の場合、Xは（1/69）（N+402）

Nが1000以上6000以下の場合、Xは20.3又は10log₁₀（N_v）のいずれか大きい値

Nが6000を超える場合、Xは10log₁₀（N_v）+1

改正前

別表第二号の五 [同左]

周波数帯	仰角（δ） （注1）	電力束密度の許 容値（注2）
[1～15 同左]	[同左]	[同左]
16 19.3GHzを超え19.7GHz以下 21.4GHzを超え22GHz以下 22.55GHzを超え23.55GHz以下 24.45GHzを超え24.75GHz以下 25.25GHzを超え27.5GHz以下 31GHzを超え31.3GHz以下（注15） 40GHzを超え40.5GHz以下（注16） 40.5GHzを超え42GHz以下（注7、注17、注20）	0度を超え 5度以下	-115デシベル （注6）
	5度を超え 25度以下	-115+0.5（δ -5）デシベル （注6）
	25度を超え 90度以下	-105デシベル （注6）
	[同左]	[同左]
[17～22 同左]	[同左]	[同左]

[注1～12 同左]

13 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて対地静止衛星に開設するもの又は気象に関する情報を取得するために宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。

14 固定地点の地球局と宇宙無線通信を行う人工衛星局であつて、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外のものに限る。

式中Xは、当該人工衛星局の総数Nについて次のとおりとする。

Nが50以下の場合、Xは0

Nが50を超え288以下の場合、Xは（5/119）（N-50）

Nが288を超える場合、Xは（1/69）（N+402）

<p>なお、N_vは、当該人工衛星局を使用する業務の区域内であって、最小仰角を0度としたときは、地表面における任意の地点からの見通し域内にある当該人工衛星局の最大数とする。</p> <p>15～20 [略]</p> <p>21 対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局と宇宙無線通信を行う人工衛星局に限る。</p>	<p>15～20 [同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体にわたって適用範囲である。</p>	

附 則

この省令は、令和七年一月一日から施行する。